

**改正**

平成22年6月29日規則第10号

平成24年9月25日規則第14号

平成26年3月31日規則第3号

平成27年5月28日規則第9号

平成28年12月20日規則第21号

佐久穂町環境保全条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、佐久穂町環境保全条例（平成17年佐久穂町条例第108号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(大規模開発行為該当基準)

**第2条** 条例第3条第4項に規定する大規模開発行為の基準は、次のとおりとする。

- (1) 宅地の造成、別荘地の分譲、土地の開墾その他土地の区画・形質の変更 1,000平方メートル以上。なお、継続的又は計画的に開発しようとする場合、総計が1,000平方メートル以上になるときも、同様とする。
- (2) 建築物の新築又は増築 高さ13メートル又は延べ面積500平方メートル以上
- (3) ゴルフ場の建設 1万平方メートル以上
- (4) 道路の建設 幅員4メートル以上又は延長500メートル以上
- (5) 鉄塔、煙突、電柱その他これに類するもの 高さ30メートル以上
- (6) ダムの建設 高さ20メートル以上
- (7) 送水管、ガス管その他これに類するもの 長さ200メートル以上
- (8) 土石の採取 300平方メートル以上又は1,500立方メートル以上
- (9) 太陽光発電設備（土地に自立して設置するものに限る。）の設置、改修又は増設 延べ面積500平方メートル以上
- (10) その他の工作物 高さ13メートル以上

(大規模開発行為等の申請)

**第3条** 条例第16条第1項の規定による大規模開発行為及び湧(ゆう)水を採取するときの申請は、大規模開発行為申請書（様式第1号）及び湧(ゆう)水採取申請書（様式第2号）を提出して行う

ものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる図面等を添えなければならない。

- (1) 大規模開発行為地（以下「開発地」という。）及び湧水採取地（以下「取水地」という。）の位置を明らかにした地形図
- (2) 開発地、取水地及びその周辺の更正図並びにカラー写真
- (3) 大規模開発行為施工方法及び湧水の取水方法を明らかにした設計図書並びに設計図面
- (4) 大規模開発行為終了後における開発地及びその付近の地形並びに植生をイメージした図面
- (5) 取水地を中心として半径300メートル以内が識別できる図面
- (6) 水利権のある湧水については、その水利権を有する者の同意書
- (7) 開発地及び取水地の登記簿謄本
- (8) 開発地及び取水地の土地所有者と開発者が異なる場合は、土地所有者の同意書
- (9) その他町長が必要とする書類

3 第1項の申請を行うに当たっては、次に掲げる関係住民等に対し説明会等を実施し、別に定める基準により、説明会等実施報告書（様式第3号）を事前に提出しなければならない。

- (1) 周辺地域（開発地周辺の地域で生活環境の保全に配慮を要するものをいう。以下同じ。）内に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業場を有する者
- (2) 周辺地域内において農業、林業、漁業を営む者
- (3) 開発行為に関し生活環境の保全上の利害関係を有する者  
(大規模開発行為等の許可書)

**第4条** 条例第16条第2項の規定による許可書は、大規模開発行為許可書（様式第4号）及び湧水採取許可書（様式第5号）による。

（届出）

**第5条** 条例第16条第1項及び第17条第1項の規定により許可を受けた事業者は、開発行為着手前に大規模開発行為着手届（様式第6号）を、開発行為が完了したときは、大規模開発行為完了届（様式第7号）を、開発行為を中止又は廃止しようとするときは、大規模開発行為中止届（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

（完了検査）

**第6条** 町長は、前条の大規模開発行為完了届が提出されたときは、遅滞なく当該開発行為が許可申請の内容に適合しているか検査し、適合していると認めたときは、大規模開発行為完了検査済証（様式第9号）を事業者に交付しなければならない。

(立入検査職員)

**第7条** 条例第24条第1項の規定により、町長から指定される職員は、佐久穂町吏員をもって充てる。

(身分証明書)

**第8条** 条例第24条第2項の規定により、該当職員の携帯する身分証明書は、様式第10号によるものとする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年3月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の佐久町環境保全条例施行規則（平成14年佐久町規則第16号）又は八千穂村自然保護条例施行規則（平成7年八千穂村規則第4号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

**附 則**（平成22年6月29日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成24年9月25日規則第14号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則**（平成26年3月31日規則第3号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**（平成27年5月28日規則第9号）

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

**附 則**（平成28年12月20日規則第21号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。